

日中韓漁業関係史

片岡千賀之

History of Fisheries Relationships among Japan, China, and Korea

Chikashi KATAOKA

This paper has described the fisheries relationships among the North-East Asian countries, especially among Japan, China, and Korea in historical perspective since the World War . That has been formulated as a negotiation and an agreement depends on national interests, fisheries interests, and world-wide marine institution at each era.

International relationship in North-East Asia involving past Japan's colonization, territory issue of islets in the East China Sea and in the Japan Sea, nationalism on the marine resources, confront of capitalism VS communism has reflected on the fisheries relationship distinguished from other area.

Relating to fisheries interests, more powered country like Japan till 1980s used to insists its freedom and flag countries control, while less powered country protects her fisheries through regulating the advanced Japanese vessels for example.

Furthermore, they have quoted world-wide marine institution such as Truman's declaration on marine resource or UN Conference on the Law of the Sea to advocate their interests strategically in the negotiation

This paper covers the following epoch-making fisheries incidents; guard line settled by the general MacArthur in 1945 and by Korean president I-seung-man in 1952, Japan-Korea's diplomatic negotiation during 1952-65 and the fisheries agreement in 1965, Japan-China's non-government fisheries agreement in 1955, Japan-China's diplomatic recovery in 1972 and the fisheries agreement in 1975.

Key Words: 漁業の国際関係 International fisheries relationship, 北東アジアの漁業秩序 fisheries regime in the North-East Asia, 漁業協定 fisheries agreement

1. 本論の課題と視点

1) 本論の課題

1990年代後半から数年の間に、日本、中国、韓国は200カイリ排他的経済水域 (EEZ) を設定し、相互に漁業協定を結んで新漁業秩序を形成した。1977年、200カイリ体制が世界の趨勢となるなかで、日本はソ連の200カイリ漁業水域に対抗する形で200カイリ体制をとったが、中国、韓国がかかわる日本海西部や東シナ海には設定しなかったし、中国、韓国の漁船には適用しなかった。それから20余年を経て、3ヶ国とも200カイリ体制に移行したのである。

この新海洋秩序も、各国の主張が対立する領土問題やEEZおよび大陸棚の境界画定を棚上げにし、漁業に限定した2国間のとり決めである。しかも、日中韓の相互間ということであって北朝鮮 (200カイリ体制をとっている) とは一部の国が関係をもつに過ぎないし、台湾は枠外におかれている。このため200カイリ制度が適用できない水域が生じたり、2国間の「共同利用水域」(暫定措置水域や中間水域など) が設けられるなど、変則的である。

本論は、こうした北東アジアの漁業関係、とくに日中韓の漁業関係の歴史を第二次世界大戦後から今日に至るまでの長期的なスパンで振り返るものである。漁業の国際関係の変遷をたどり、200カイリ体制の歴史的な位置付けを目指している。

日中韓の漁業関係には長い歴史があるし、資源に恵まれた漁場を囲むように隣接、あるいは対峙して関係の度合いも深い。そこでは多くの漁業者、漁船が漁業にかかわっていて、資源の獲得をめぐる競争・対立し、時には資源保護や安全操業で協調するなど、いずれの国にとっても国際関係の調整は、漁業政策の大きな柱であった。

日中韓の関係は、戦前の日本の植民地支配、戦後は中国、朝鮮半島が政治・社会体制の異なる2つの国・地域に分断され、東西冷戦対立のフロントとなったことでとげとげしさがある。そうした背景のもとで、日本と韓国とは竹島 (韓国名は独島)、日本と中国・台湾とは尖閣諸島 (中国名は魚釣島) をめぐる領土問題、EEZや大陸棚の境界画定をめぐる激しいナショナリズムが噴出している。北東アジアの新海洋秩序が世界の趨勢に遅れ、2国間の漁業に限定し、それも極めて

変則的なものになったのはこの理由からである。

本論は、こうした複雑な国際社会のなかで、各国の漁業勢力、国際的な海洋制度の変化を踏まえながら展開される漁業交渉の経過（対立点）、漁業協定（妥協点）の内容、漁業協定の影響を考察するものである。

主な漁業交渉、漁業協定には、マッカーサーライン（1945年）と李承晩ライン（1952年）の設定、日韓漁業会談（1952～65年）と日韓漁業協定（1965年）、日中民間漁業協定（1955年）、日中国交回復と政府間漁業協定（1975年）、日韓漁業協議と自主規制（1980年～）、国連海洋法条約の批准と新漁業秩序の形成（1990年代後半）がある。

日本を中心に中国、韓国との漁業関係をみるだけでなく、中国と韓国、北朝鮮や台湾についてもできるだけ取りあげて、北東アジア全体を俯瞰する。このうち、本論は1980年頃までを対象とし、その後については別稿を期すことにしたい。

2) 研究の視点

二国間の漁業交渉において、国と国との関係、漁業勢力＝漁業利害、国際海洋制度の潮流の3点が大きく影響している。このことを研究の視点として持ちたい。

- (1) 漁業の国際関係は、国と国の関係の一部である。当たり前のようだが、北東アジアでは、日本による朝鮮、中国・台湾の植民地支配という歴史、竹島・尖閣諸島という領土問題、朝鮮半島と中国・台湾の分断と対立、米ソを軸とする東西対立のなかで漁業が展開しているだけに、改めて注目する必要がある。漁業交渉がその入口の所で異常に長引いたり、漁業協定が国家関係の悪化で中断したり、反対に漁業協定が国交回復を助長したりと、政治情勢に翻弄されたり、関係改善の手段となっている。
- (2) 漁業の国際関係は、漁業交渉において、漁業勢力の強い国が漁業の自由、操業実績の確保を主張し、相手国の規制に反対するのに対し、漁業勢力の弱い国は相手国の漁業を規制することによって自国漁業を保護しようとするのが一般である。漁業交渉においては、自国の漁業利害にあわせて漁場の分割、管轄、利用で対立し、妥協点を見いだしていく。

2国間の漁業関係は、戦前から1970年代までは日本漁業が優勢で、漁業先進国として東シナ海・黄海・日本海の沖合漁場を独占的に利用してきたし、中国、韓国は日本漁業の進出を抑えることに漁業交渉の主眼をおいた。1980年代には、相互に競合する漁場において、韓国漁業が急成長し、日本漁業を圧迫するようになる。1990年代になると、最も遅くに発達した中国漁業が飛躍して圧倒的な優勢を誇るようになり、次いで韓国、日本となって、漁業勢力の順位が完全に逆転する。

立場の逆転に伴って、各国の主張も変化し、今日では日本よりも強くなったが、中国に圧倒される韓国は漁業外交で二面的な対応を余儀なくされている。

- (3) 一方、国際海洋制度も変化している。とりわけ、トルーマン宣言を始めとして、第一次、第二次、第三次国連海洋法会議における海洋制度をめぐる変化が漁業交渉において、

自国の立場を弁護するために引用されてきた。

日本は漁業勢力が最も強かった時代は公海自由の時代であり、弱小となった時期は海洋分割の時代であって、国際海洋制度の変化に沿ってその主張を切り替えている。1977年に200カイリ漁業水域を設定した時は、ソ連と中国・韓国に対して適用と非適用という二面的対応をとらざるを得なかった。これと反対に中国は国際海洋制度の進行方向と逆行する形で自国漁業の利害を弁護することになった。

2. マッカーサーラインと李承晩ライン

1) マッカーサーラインと以西底曳網・トロールの減船¹⁾

1945年9月、日本を占領した連合軍総司令部（GHQ）は日本近海にマッカーサーライン（以下、マ・ラインという）を引いて、日本漁船の航行・漁場を制限した（図1）。その範囲は、日本政府の申請に若干の修正を加えたものだが、東シナ海・黄海については申請の大部分が削除され、日本漁船は狭い漁場に押し込められた。1946年6月に第一次漁区拡張が行われ、全体として漁場は2倍に広がったが、東シナ海はわずかに広がっただけである。戦後体制をめぐる米ソ対立、朝鮮半島の分割占領、中国の国共内戦から日本と日本漁業を隔離したのである。

日本政府は東シナ海の漁区拡張をGHQに申請したが、かえって操業規制の遵守、乱獲の防止、漁獲規制の強化を警告された。それで1950年に以西底曳網・以西トロールの減船を実施した。第二次漁区拡張でも東シナ海の拡張は認められなかった。

以西底曳網・以西トロールは第二次大戦によって壊滅的打撃を受けたが、戦後、食糧確保、外地引揚者救済のため優先的に漁船建造が認められ、短期間で戦前を上回る漁船勢力を回復した。許可数の限度を戦前の内地根拠船の許可数並と決めたが、許可申請が殺到して許可枠も上げざるを得なかった。一方、マ・ラインによって漁場が戦前の3分1に縮小したことから、過剰操業とマ・ライン違反が多発した（マ・ライン内の漁獲は2割以下であった）。それで政府は水産資源枯渇防止法を制定して減船補償金を確保し、「2割減船」を実施した。以西底曳網は968隻を794隻に、以西トロールは58隻を54隻にした。これは、マ・ラインの撤廃を見ずえた勢力である。「2割減船」を行っても、その隻数は戦前を大きく上回っていた。

マ・ラインは対日講和条約発効直前の1952年4月に撤廃される。この直後に以西底曳網・以西トロールの漁場は東経128度30分以西と変更された。

2) 李承晩ラインと日本漁船の拿捕²⁾

(1) 李承晩ラインの設定

日本の敗戦で日本の朝鮮統治が終わったが、北緯38度線を境に米ソが分割占領し、そのまま1948年に大韓民国（以下、韓国という）、朝鮮民主主義人民共和国（以下、北朝鮮という）という分断国家が成立した。1950年6月に朝鮮戦争が勃発（国連軍、中国も参戦した）し、国土の荒廃、経済基盤の

崩壊が進んだ。休戦協定の成立は1953年7月である。そうした最中の1952年1月、韓国の李承晩大統領が韓国周辺水域の海洋主権宣言をした(以下、李ラインという)。国交回復をめざす日韓会談の開始直前であり、会談を有利に進めるためであった。

李ラインはマ・ラインが撤廃される3ヶ月前であり、マ・ラインは朝鮮半島と日本を隔離した線であったが、李ラインは朝鮮半島を覆うものであった(図1参照)。日本海では竹島を囲い込み、そこから対馬海峡にかけてはマ・ラインとほぼ同じであるが、東シナ海ではマ・ラインよりも広い範囲をとっている。李ラインは韓国では平和ラインと呼ぶように国防目的もあったが、日本漁船の進出を防止・排除するためのものであった。今日でいう「漁業専管水域」である。

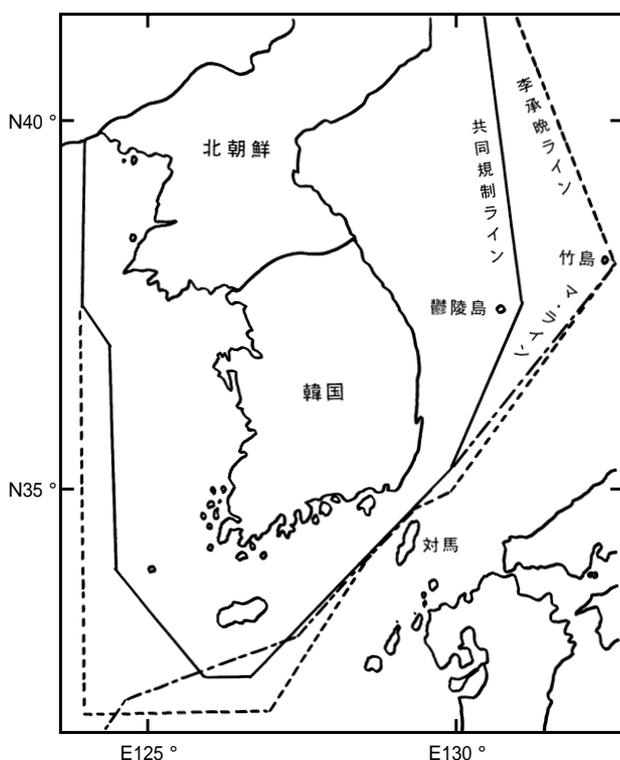


図1 マ・ライン, 李ライン, 共同規制ライン

李ラインの設定は、マ・ラインの撤廃を見ずして「2割減船」を行った以西底曳網・以西トロールにとって衝撃であった。日本政府は、竹島は日本の領土である。李ラインは国際法上の公海の自由を反する。講和条約に基づき、両国間で協議を始める前の一方的措置である、として抗議した。

これに対し、韓国は、竹島が韓国の領土であることは議論の余地がない。海洋主権宣言はトルーマン宣言や南米の大陸棚主権宣言といった国際先例に倣ったものだとして反駁した。日本側は、トルーマン宣言は公海上の資源保護のために漁業国と協議することを宣言したのであって、李ラインのように一方的ではないし、「漁業専管水域」とも違う。また、「漁業専管水域」は国際的に確立した制度ではないと再反論

した。日本側は資源保護措置について協議することは認めている。

韓国が李ラインを設定した目的は、マ・ラインが撤廃されると日本漁船が大量して韓国近海に出漁し、零細な韓国漁業は壊滅的打撃を受ける恐れがあるので、それを未然に防ぐことにあった。マ・ラインを超えた違法操業が恒常化している状況下で、マ・ラインが撤廃されれば日本漁船が韓国近海に殺到することは火を見るより明らかだった。

当時、韓国の漁業は朝鮮戦争による打撃もあって、動力漁船は10トン程度の小型船が3,000隻余しかなく、漁獲量も第二次大戦前の半分以下の30万トン弱で停滞していた。これに加えて植民地時代の反発と反日感情があった。1953年に漁業資源保護法を公布し、李ライン内を資源保護水域として漁業を許可制にするとともに、違反者には懲役、禁錮、罰金を科すとした。

この後、1952年9月にクラーク国連軍司令官が李ラインの内側に国連軍防衛水域(クラークライン)を設定した。朝鮮戦争中の軍事上の必要からで、日本漁船も規制されるとした。李ラインとは性格も範囲も異なり、範囲は李ラインよりはるかに狭い。したがって、一時的とはいえ、二重の規制線が引かれたことになる。このクラークラインは朝鮮戦争の終結により1953年8月に撤廃された。李ラインの内側で、拿捕の危険性があるにも拘わらず、この周辺水域に出漁した日本漁船は、以西トロール、底曳網(以西、以東、中間漁区底曳網)、まき網、サバはね釣りなど1,700隻余に及んだ。

(2) 日本漁船の拿捕と日本漁業の進出

日本漁船の拿捕は、ソ連によるものを除くと、1947年2月から韓国、1948年から中華民国政府(1949年12月から台湾で政権を維持)、1950年末から中国(1949年10月、中華人民共和国樹立)によって始まっている。拿捕は、マ・ライン撤廃以前から始まっており、マ・ラインを超えて出漁した日本漁船を領海侵犯や沿岸国が設定した規制ライン違反で拿捕したのである。1951年9月の講和条約調印までに韓国に79隻、894人、中華民国政府に43隻、540人、中国に27隻、257人が拿捕、抑留されている。初期は日本漁船による資源の収奪が原因というより、中国の国共内戦、朝鮮戦争にからんだ軍事、国防目的のものが多し。

韓国による拿捕は、1965年の日韓基本条約・漁業協定の締結まで続き、累計325隻、抑留乗組員は3,909人に及んだ。漁業種類別では、以西底曳網が最も多く、次いで延縄、まき網、以東・沖合底曳網、サバ釣り、以西トロール、シイラ漬けの順である。

一方、日本のまき網漁業の発達をたどると、第二次大戦後、統数が激増し、長崎県だけでも300統を超えた。漁船の大型化、2艘まきから1艘まきへの転換、運搬船の導入などを行いながら、漁場を対馬沖に拡大した。1950年から西日本各地から済州島周辺のサバはね釣り出漁が興隆すると、まき網もその隊列に加わるようになった(マ・ライン違反)。李ラインが設定されると、拿捕の恐れがある済州島沖出漁は激減する。韓国による拿捕が続くなかで、1959年にまき網漁業団体

は自衛団をつけて出漁したこともある（1年間のみ）。そして一部のまき網、サバ釣りは、中国による拿捕が緩んだ1956年から東シナ海へ進出するようになった。東シナ海・黄海におけるまき網の漁場確保、漁場開発の動きと関連して、1960年に大中型まき網の団体である日本遠洋旋網漁業協同組合が発足した。

3. 日韓漁業会談と日韓漁業協定³⁾

1) 日韓漁業会談の経過

1952年4月に対日講和条約が発効し、マ・ラインも撤廃されたが、その前の2月から日韓国交回復交渉が始まった。日韓会談では基本条約の他に、在日韓国人の法的地位、財産請求権、漁業協定が話し合われた。漁業問題は会談直前に李ラインが設定されて対立が高まったし、最後までもつれこんだ。

日韓会談は断続的に第1次から第7次まで行なわれ、漁業協定も1965年6月になってようやく調印され、同年12月に発効した。14年にわたる会談のうち、1950年代は朝鮮戦争の勃発、李ライン及びクラークラインの設定があり、また会談の席上、日本の植民地支配を肯定的にとらえた日本側代表の発言で5年間の中断をみだし、日本がソ連や中国といった共産国と漁業協議（1955年日中民間漁業協定成立）を進めたことや、在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題では北朝鮮を国家として認めるものと韓国側が反発するなど原則的なところで対立した。日本漁船の拿捕・抑留、乗組員帰還問題は対日交渉において戦略的に利用された。

漁業問題に関しては、日本側は領海3カイリ、公海自由の原則（李ラインの撤廃）と資源保護のために平等の立場で共同規制を行なうことを主張し、韓国側は平和と漁業資源保護のために李ライン内の日本漁船の操業禁止を繰り返した。

しかし、李承晩大統領の退陣（1960年）、政局の変動後にクーデターで誕生した軍事政権は日韓会談を積極的に推進したことから1962年から妥結に向けて動き始めた。財産請求権問題が大筋で合意されると、残された漁業問題の解決が急がれた。まず、日本側は、韓国に12カイリ漁業専管水域（以下、漁業水域という）を認めることを表明し、領海3カイリに固執してきた漁業外交を転換した。1960年の第二次国連海洋法会議において、12カイリ漁業水域案は採択されなかったが、3分2の多数派になったことを受けてのことである。もっとも日本側提案は、国連海洋法会議におけるアメリカ・カナダ共同提案にならって、12カイリ漁業水域のうち外側6カイリには引き続き入漁させることを要求している。

韓国側も1963年に、40カイリ漁業水域及びその外側に共同規制水域を設定すること、資源調査や漁業紛争解決のために漁業共同委員会を設置することを提案した。李ラインについてはふれていないが、その範囲を李ラインより縮小するものであった。漁業水域の幅についても、日本漁船が殺到して韓国漁業が打撃を受けるという不安を解消する提案なら40カイリに拘らない姿勢をみせた。

これに対し、日本側は、漁業水域を12カイリ、その外側に共同規制水域（40カイリ）を設ける。共同規制水域での

取締り権は旗国主義とし、日本側の規制対象漁業は以西トロール、以西底曳網、以東底曳網、まき網、サバはね釣りの5種類とする。日本漁船の規制は隻数規制とし、漁獲量については双方、15万トンの基準量を超えない。沿岸域に設定した禁漁区を双方が遵守する、とした。

この過程で、日本側が主張した漁業水域12カイリのうち外側6カイリへの入漁とそこでの旗国主義による取締りは否認された。韓国側は漁業水域の外側に準専管漁業水域を設けて、生産力の劣る韓国漁船を優先し、日本漁船の規制を主張した。それが否定され、共同規制水域となった後は、取締り権について、日本の旗国主義の主張に対し、共同取締りを主張した。結果は、取締り権は旗国主義とするが、違反漁船を発見したら相手国に通報する、連携巡視、オプザーバー乗船を取り入れることになった。共同規制水域での操業規制は日本は隻数制限、韓国は漁獲量制限を主張したが、規制がしやすい隻数制限を基本とした。領海基線の引き方では、韓国側は直線基線を主張し、日本側は低潮線を原則とし、韓国の西・南海岸では直線基線を認めるとした。本土から離れている済州島の取り扱いをめぐる対立も最終的に調整された。

共同規制水域の外側に共同資源調査水域を設定することとし、その範囲及び調査については漁業共同委員会の勧告に基づいて決定するとした。この漁業共同委員会の性格について、韓国側は決定機関とすることを主張し、日本側は調査勧告機関とすべきだとしていた。漁業共同委員会は漁業資源の調査を主な目的とし、共同資源調査水域の範囲は共同規制水域内の重要資源が分布・回遊する黄海、東シナ海、西部日本海とした。

2) 日韓の漁業勢力と漁業協定

日韓漁業協定が成立した背景として、李承晩大統領が退陣し、李ラインへの固執が消え、国際法上も李ラインが認知されなかったこと、軍事政権が日本との政治対立より経済発展の道を選択したこと、があげられる。韓国の漁業水域はもとより、共同規制水域に竹島を含めなかったことで、国内から対日屈辱外交との批判を受けたが、「経済協力」（実質は賠償金）による経済発展が選択され、実際、漁業への「経済協力」によって韓国の漁業は飛躍の時代を迎えた。財産請求権問題では3億ドル相当の無償供与と2億ドル相当の有償供与が合意された。無償資金は主に第一次産業の振興に向けられる。また、漁業交渉の最終局面で、韓国の漁業振興のために、韓国側の求めに応じて、日本側から9,000万ドルの民間信用供与、韓国に対する漁船漁具の輸出禁止・制限の撤廃、韓国水産物の輸入の増加を行なうことが加えられた。

日本は、安全操業の確保、韓国に抑留された日本漁船や乗組員の釈放のために、国際海洋制度の変化を受け入れた。ただし、韓国だけに12カイリ漁業水域を認め、日本の漁業水域は韓国に直面する九州北部と山陰の5県に限定した。漁業勢力に勝る日本は、領海の拡大や漁業水域の設定には反対であった。韓国だけを例外扱いとしたのである。

漁業協定は5年間有効（日本は他の条約にならって10年を、韓国は暫定協定として3年を主張した）で、その後は1年前

に通告して終了する以外は自動継続する。

共同規制水域（前掲図1参照）内の操業隻数と漁獲量の規制は以下の通りである。日本漁船に対しては漁業種類別の基準漁獲量（総計15万トンで、1割程度の超過は容認される）が示された。

日本漁船の入漁隻数は、現有隻数からすると大幅な制限になるが、李ライン内で操業していた実績に近い数値を確保した。すなわち、以西底曳網768隻のうち270隻、ないし100隻（時期によって異なる）の入漁が認められ、漁獲割当量は3万トンであった。まき網は172統のうち120統、ないし60統の入漁隻数であり、漁獲割当量はサバはね釣り（60トン以上）の分を合わせて11万トン、以東底曳網は234隻の半数の115隻が入漁でき、その漁獲割当量は1万トンであった。上記以外に日本の沿岸漁船による出漁は1,700隻（自主規制）となった。底曳網には網目規制、まき網には網目と光力規制、大型サバ釣りには光力規制と操業期間の制限がついた。

共同規制水域での日本漁船の隻数をどれだけにするかは両国の主張に大きな隔たりがあり、日本は李ラインがなければもっと操業隻数が多かったはずなのでその隻数を、韓国は大幅削減を主張したが、結局、日韓同数とし、現状維持を目標に妥協した。

韓国の沖合漁業は、大型と中型の機船底曳網とまき網が中心であって、日本に比べて隻数は少なく、漁獲能力も低かった。例えば大型機船底曳網は269隻、中型機船底曳網は112隻、まき網は1艘まきが32隻、2艘まきが11統で、日本漁船の半数以下である。

韓国の漁業（養殖業を除く）は、1950年代半ばまでは30万トン弱であったが、その後、大幅に増加し、漁業協定が結ば

れる1965年には56万トンになった。動力漁船数は、3,000隻弱から7,500隻になった。1965年の漁業生産量56万トンのうち、遠洋漁業はマグロ延縄だけで、沖合漁業（韓国では近海漁業と呼ぶ）の漁獲量は全体の約半分を占めた。主な沖合漁業は、大型と中型の機船底曳網、エピトロール、大型あんこう網、大型まき網、サンマ流し網、イカ釣りである。共同規制水域での操業隻数と漁獲量は日韓同数としているが、韓国の大型と中型の機船底曳網漁船は全船、操業できるようにしている。まき網は沖合への展開力に乏しく、操業許可隻数は現有隻数（統数）より少ない。

このように1960年代に韓国の漁業は急速に発展する。そのきっかけとなったのは、1967年に始まる第二次経済開発5ヶ年計画で、水産業は重点開発分野となり、小型漁船の建造、大型漁船の輸入、漁業用機材の供給が行われた。その資金に日本からの無償資金と民間信用供与が充てられた。漁業交渉のなかで、韓国は対等な漁業活動を行うには韓国の零細漁業に対する協力が必要だし、それが漁業協定締結の前提であることを強調し、日本も大局的には両国漁業の「共存共栄」が望ましいとして、これに応じた。

表1は、共同規制水域内での日韓双方の漁獲状況を示したものである。日本の漁獲量は各漁業とも基準漁獲量の枠内に収まっている。日本はまき網に偏重した漁獲配分であったが、1970年代までは底曳網と同程度の漁獲であった。一方、韓国は底曳網中心で推移し、1980年代にまき網の漁獲が伸張して基準漁獲量の上限に達している。日本の底曳網（以西、沖合）は1970年代前半は25,000トン前後であったが、後半には15,000トンに減少し、1980年代はさらに減少の一途をたどる。一方、韓国の底曳網（大型・中型底曳網、東海区トロー

表1 共同規制区域における日韓漁獲量の推移

単位：千トン

年次	大型底曳網		中型底曳網		大型まき網		合計	
	日本	韓国	日本	韓国	日本	韓国	日本	韓国
	以西底曳網 (30)	大型底曳網・トロール	沖合底曳網 (10)	中型・東海区底曳網	大中型まき網 (110)	大型まき網	(150)	(150)
1967	23	29	7	11	20	2	50	42
70	21	35	4	12	45	18	71	65
73	18	24	2	7	40	31	60	61
75	22	27	3	7	14	19	39	53
78	11	44	1	41	38	51	52	136
80	14	63	1	22	22	31	38	116
83	9	38	1	11	35	84	45	133
85	6	57	1	1	30	91	38	149
88	4	40	1	1	55	101	60	142
90	4	28	0	1	21	64	26	92

資料：佐竹五六『国際化時代の日本水産業と海外漁業協力』（成山堂書店、平成9年）p.101

注1：上段の（ ）内は基準漁獲量。韓国は漁業種類別の基準漁獲量はない。

2：1980年の韓国の中型底曳網には東海区トロールの漁獲分を含まない。

ル)は1970年代前半は3万トン前後であったが、後半には7~10万トンに増加して、日本をはるかに凌駕した。その後は反転して大幅減少に向かう。まき網は、日本の漁獲量は年次変動が大きく1~5万トンで推移したのに対し、韓国は段階的に増加し、1970年代前半は2~3万トン、後半は3~5万トン、1980年代は6~10万トンとなっている。

このことから、日韓漁業協定締結後、韓国の漁業が急速に発達し、底曳網は韓国周辺水域から日本漁船を駆逐するようになったが、自らも資源の限界と後発の中国漁業の発達によって1980年代には縮小に転ずることになる。しかし、まき網は底曳網と異なり、韓国側の増産と日本側の横ばいが続いていて両者の競合は現れていない。

なお、1980年から自主規制として、韓国は北海道沖の遠洋トロールを、日本は共同規制水域の以西底曳網を縮小している。以西底曳網の大幅な漁獲減少の一端は、この自主規制によるものである。

4. 日台・中朝関係と日中民間漁業協定

1) 日台、中朝の漁業関係

(1) 日本と台湾の漁業関係³⁾

中国では、日本の敗戦と同時に中華民国政府(あるいは国民党政府)は台湾を接収したが、国内では共産軍との内戦となった。共産軍が勝利して1949年10月に中華人民共和国(以下、中国という)を樹立すると、中華民国政府は大陸から撤収して台湾に移った(同年12月)。台湾への移動にあたって、日本漁船を捕獲し、移動、運搬用に供した。中華民国政府の支配地域は、台湾とその附属島嶼、および福建省の金門島、馬祖島である。

中華民国政府は対日講和条約の批准に参加し、翌年の1952年4月に日本と日華平和条約を締結した。条約のなかで、両国は公海における漁業の規制と保護に関する協定をすみやかに結ぶとしたが、この公海漁業に関する協定(これに類するものに1952年に調印された日米加漁業協定がある)はついに結ばれることがなかった。

中華民国政府は、日本との間では尖閣諸島の領有権問題は未だ起こっていないし、漁業競合も比較的少なく、しいていうなら漁業合併が課題にあがったが(1952年)、合意に至らなかった。漁業勢力にまさる日本にとって、領海3カイリ制、公海における漁業の自由は好ましい体制であった。

当時の双方の漁業勢力をみておくと、台湾近海に出漁可能な日本漁船は、以西底曳網が610隻(以西底曳網漁船全体の9割)、以西トロールが58隻(全船)、カツオ・マグロ漁船は328隻(全体の4分1、カツオ釣りは台湾北東の東シナ海とバシー海峡、マグロ延縄は台湾東方沖と南シナ海)、それにまき網漁船6隻(まき網の極く一部)などである。

一方、台湾の沖合漁業(台湾では近海漁業という)は、機船底曳網56隻、まき網16統が主で、マグロ延縄漁船は多かったが、カツオ釣りは衰退していた。したがって、日本との主な漁場競合は、東シナ海南部のまき網と機船底曳網漁業であった。

その後の台湾の近海漁業の推移は、韓国の漁業発展と似て、漁獲量は1960年までは10万トン未満、1961~67年が10万トン台、1968~75年が20万トン台、1976~83年が30万トン台と段階的に増加した(その後は停滞)。漁業種類ではまき網とマグロ延縄がその推進力であった(底曳網は遠洋漁業の中心種目)。動力漁船(全体)数は、1955年の2,700隻余が1960年には倍増し、そして1970年には1万隻を超えた。その後も、テナボは鈍るが、増加して、1990年には15,000隻に達した。

(2) 中国と北朝鮮の漁業関係³⁾

一方、中国は、朝鮮戦争を経て、東西対立が緩和するきざしをみせた1950年代後半に周辺国との関係構築に乗り出す。日中民間漁業協定(1955年)がそれだが、それについて述べる前に、北朝鮮との関係をみると、北朝鮮とは黄海北部で漁場を接しており、社会体制も同じ同盟国であって、漁業についても協調的な協定が結ばれた。1959年8月の黄海漁業協定である。そこでは双方の漁船が遵守すべき事項、漁業基地の提供、海上安全措置、海難事故の処理などを謳っている。1958年に中国が宣言した領海12カイリ、中国側の軍事的な規制線や機船底曳網漁業禁止ラインがどのように適用されたのかわからない。漁業協力を主眼とした協定であった。この協定は2度にわたって延長され、1972年1月に再協定が結ばれた。しかし、それも北朝鮮が200カイリEEZを設定する1977年4月に満期終了している。

2) 日中民間漁業協定の締結⁶⁾

(1) 日中民間漁業協定

日中の民間漁業協定は1955年1月に始まり、90日に及ぶ協議の末、4月に協定が調印された。戦後の日中関係を画する大きな出来事である。日本側は大日本水産会、以西底曳網協会などで構成する日中漁業協議会、中国側は中国漁業協会である。民間協議とはいえ、中国側は準政府機関であり、政府の立場が濃厚に反映する。日韓の場合は政府間協議であり、長期間かかって国交回復の一環として漁業協定が結ばれたのに対し、日中は民間協議であり、漁業や貿易など分野ごとに短期間のうちに、日韓より後で始まり、先にまとめていく。

この起りには、1950年12月に中国は沿海に機船底曳網漁業禁止区域(一時、華東ラインとも呼ばれた。最大幅60カイリ)を設定し、その存在を知らずに操業した日本の以西底曳網漁船が拿捕されたことである。同年、中国は朝鮮戦争で連合国と戦い、対日講和会議についても台湾の国民党政府を連合国の一員としたことから対立が深まり、多数の日本漁船(ほとんどが以西底曳網漁船)を次々と拿捕するようになった。拿捕は1954年まで続き、累計158隻、抑留船員1,909人に及んだ。拿捕の理由は、スパイ容疑、領海侵犯、機船底曳網漁業禁止区域侵犯、沿岸漁業の妨害で、スパイ容疑にみられるように中国と台湾、日本、アメリカの軍事的・政治的対立が影を落としている。

1952年ごろから朝鮮戦争の休戦など国際緊張の緩和、日中友好機運によって民間交流が始まり、漁業の民間協議につな

がった。直接には1954年11月に周恩来総理が漁業問題は民間協議によって解決できると発言したことである。日中漁業問題の解決のために急遽創設された日中漁業問題懇談会（後の日中漁業協議会）では、同年の活動方針で、政府・国会に日中漁業問題解決の要請、国交回復運動への協力、漁業代表団の派遣、公海自由の原則の堅持、資源保護措置の協力をあげている。

漁業協議での日本側の主張は、公海自由の原則に基づき、中国の設定した機船底曳網漁業禁止区域より狭い範囲で資源保護区域を設定し、双方とも機船底曳網、トロールを自主規制するというものであった。

中国側は、機船底曳網漁業禁止区域や軍事規制区域（渤海、舟山群島、北緯29度以南の3区域）は政府が決めたことであって、民間協議の対象にはならない。軍事規制区域のうち舟山群島の軍事航行禁止区域は機船底曳網漁業禁止区域の内側にある、北緯29度以南は台湾問題にかかわる海域である（図2）。日本漁船の自由操業を認めれば中国漁船を圧倒して漁場を独占する。東シナ海・黄海の協議対象海域を3つに分割し、日本の利益を優先する海域、中国の利益を優先する海域、両国の共同漁労海域とし、それぞれに漁獲割当量と漁船隻数を決めることが平等互恵の精神に沿う方法であるとした。形式的な平等ではなく、実質的な平等を求めたものであるが、協議対象外とした海域を含めれば中国側の海域が広くなる提案であった。

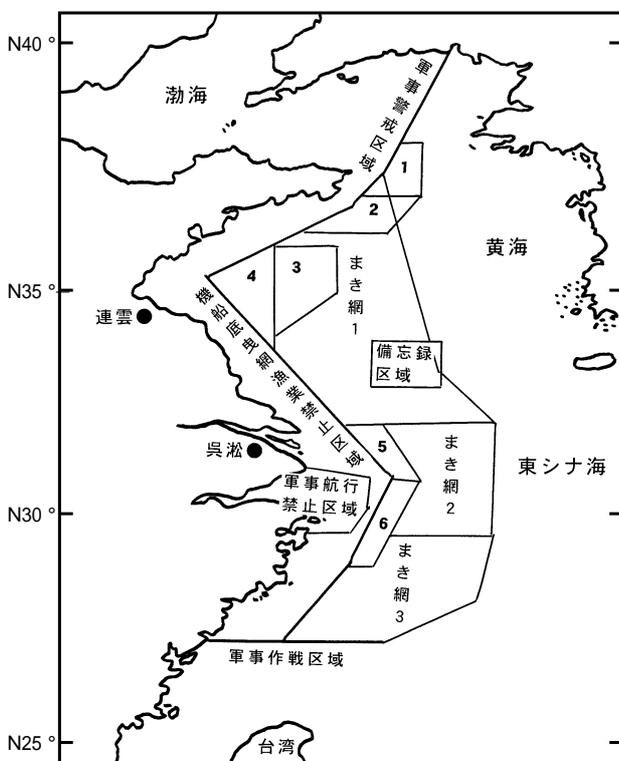


図2 日中民間漁業協定における共同規制区域（1972年現在）
注：アラビア数字1～6と備忘録区域は機船底曳網、まき網とあるのはまき網の規制区域、は中国の緊急避難港（2カ所）

日本側は海洋分割・漁獲配分は公海自由の原則に反する上、日本の利益を優先する海域は韓国の李ラインと重複して操業リスクが高い、採算がとれるのは中国の利益が優先される海域と共同漁労海域であるとして反対した。

日本側の再提案は、協議対象外海域についてはふれずに、両国の漁船が競合する機船底曳網漁業禁止区域の外側に6つの共同規制漁区を設定し、操業期間と漁船隻数をゆるやかに決めるというものであった。中国側は、海域3分割案を取り下げて日本側の提案にのり、規制漁区を8つ（他に東シナ海中央部に備忘録区域を設ける）とし、生産性の低い中国漁船に配慮して、日本漁船の隻数を絞り、規制漁区の面積を広げるなど規制を厳しくすべきだとした。双方が妥協して、規制漁区を6区（他に東シナ海中央部に1ヶ所）とし、漁期と漁船隻数を決めた（表2）。漁船隻数は総枠を決めて両国に割り当てるのではなく、双方の希望隻数に準拠して決めている。

日本の漁船隻数は、規制漁区によって異なるが、46～80隻で、漁区によって規制の期間がずれているのでほとんどの漁船は規制漁区を順に利用することができる。中国側の漁船は40～150隻で、規制漁区によって日本漁船より多かったり少なかったりするが、漁船能力が低いので規制漁区を「はしご」する漁船は少ないと思われた。規制漁区の隻数は実績のある漁船はすべて収容されるように設定され、しかも盛漁期だけで、それ以外の時期には制限はなく、日本漁船の操業を大きく制約するものではなかった。

漁業協定の発効は1955年6月で、その後、日本漁船の拿捕はあるにはあったが、その隻数は激減した。日本側にとって、安全操業が可能になったこと、高度経済成長により水産物市場が拡大したことで、以西底曳網の漁獲高が伸びていった。漁業被害は日本の漁船が中国の漁船に損害を与えるケースばかりで、緊急避難も台風で日本漁船が中国の港に避難するばかりで、漁業勢力の差は歴然としていた。中国側も、漁業協定は操業上の不安の解消、漁業の発展、避難港の設定、漁業資源の保護などで役立っていると評価した。

(2) 中国の漁業展開

中国の海面漁業は第一次5ヶ年計画期（1953～57年）は平均149万トンにまで上昇したが、第二次5ヶ年計画（1958～62年）は158万トンにとどまり、その後3年間（1963～65年）は食糧飢饉もあって5ヶ年計画は延期された。3年間の平均海面漁獲高は180万トンとなった。

1956～57年の沖合・遠洋漁業（遠洋漁業は皆無）をみると、それらは国営企業が営み、底曳網、トロール漁船約400隻が操業した。日本の以西底曳網漁船の約半数である。70～80トンの2艘曳きが中心で、漁場は資源が大陸寄りに分布していることから沖合（中国では外海という）には出漁していない。

漁家の多くは、高級合作社に参加し、政府による食糧統制（統一買い付け、統一販売）によって漁業も停滞するようになった。1958年から集団所有の人民公社に編成され、また、非現実的な生産目標を掲げた「大躍進」運動で、多数の餓死者を出すまでになった。漁民の生産を刺激する「調整」（1961～63年）がとられて経済は復調をみせるが、1966年か

表2 日中民間漁業協定の規制措置

共同規制 区域	1955年6月			1963年12月			1965年12月			1970年6月		
	期間	日本	中国	期間	日本	中国	期間	日本	中国	期間	日本	中国
第1区	11.1-12.15, 3.1-4.30 —	46 —	112 —	同 —	同 —	同 —	同 —	同 —	同 —	同 —	同 0	同 0
第2区	12.16-1.15, 2.1-3.31	60	150	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第3区	8.1-10.31	80	40	同	同	80	同	同	同	同	同	同
第4区	4.1-10.31 —	50 —	50 —	4.1-10.31 10.1-10.31	0 50	0 50	同 同	同 同	同 同	4.1-9.30 同	同 同	同 同
第5区	5.1-7.31, 11.1-11.30	70	100	同	同	同	同	同	同	同	同	同
第6区	3.1-4.30, 10.1-11.30	70	44	同	同	70	同	同	同	同	同	同
備忘録区	—	—	—	—	—	—	1.1-2.28, 10.1-11.30	80	80	同	同	同

まき網 協議区	1970年12月			1972年6月		
	期間	日本	中国	期間	日本	中国
1区		0			同	
2区	8.1-11.30	15統	35統	8.1-12.31	25統	70統
3区	9.1-12.31	15統	35統	—	—	—

注：同は前回と同一， - は事実がないことを示す。

らの「文化大革命」で社会的混乱，経済低迷を招いた。

1954年の東シナ海・黄海の漁獲量を国別にみると，中国が100～110万トンで，うち底魚は100万トン，その他が10万トン，また沖合漁獲量が30万トンで動力漁船によるもの10万トン，無動力漁船によるもの20万トン，沿岸（機船底曳網漁業禁止区域内）漁獲量が70万トンであった。日本は30万トンで，うち27万トンが動力底曳網漁船による漁獲である。朝鮮（韓国・北朝鮮）は20万トンで，沿岸漁獲と思われる。全体で150万トンの漁獲と推計された。中国が大半を漁獲しており，日本が支配しているのは以西底曳網・以西トロールといった沖合漁業である。その沖合漁業もレンコダイが減少して，大陸寄りのグチ類を対象とするようになった。

3) その後の日中民間漁業協定⁷⁾

1955年に締結された民間漁業協定の有効期間は1年間であった。1年目を総括して，双方とも協定が遵守されている，日本漁船の違反が十数件あったが，中国側も協定の継続を望み，1956年と1957年の2回延長された。同年に，中国は軍事作戦区域としていた北緯29度以南を27度以南に縮小し，その間の沿岸域に機船底曳網漁業禁止区域を設定した。北緯29度以南は協議対象外海域であり，実際にも以西底曳網や以西トロールが操業していた。それが，北緯27～29度の沿岸は機船底曳網漁業禁止区域に変わったのである。

しかし，1958年は岸内閣による中国敵視政策，長崎におけ

る中国国旗事件で両国の関係が悪化して漁業協定が失効した。同年は中国が金門島，馬祖島を砲撃して台湾海峡の緊張が高まった年である。中国は，中国敵視政策を改める，2つの中国政策をとらない，国交正常化を妨げないことを求めており，漁業協定も貿易協定も中断した。日本漁船の協定違反があったが，それを理由にした失効ではなかったし，協議自体も行われなかった。

失効後は，協定に基づいて自主規制をしていたが，5年間の空白の後，日中政治情勢の好転を背景に1963年に会談が開かれ，同年11月に第二次民間漁業協定が結ばれ，12月に発効した（前掲表2参照）。

内容的には旧協定を基礎にしているが，中国は1958年に領海12カイリを宣言したので，機船底曳網漁業禁止区域のうち12カイリより狭い区域を12カイリまで拡張した。タイ資源の保護のため1つの規制漁区に禁漁期を設ける。1958年の「大躍進」で漁船が増えたので，2つの規制漁区で中国漁船の入漁隻数を増やす（これで全規制漁区とも日本漁船隻数と同数，あるいはそれを上回った）。協定の有効期間を2年間とした。

主な論点は，「大躍進」によって増加した中国漁船をどう扱うかにあった。2つの規制漁区では日本漁船の方が多かったが，中国は日本漁船の2倍余の隻数を求めた。日本側はこれを沿岸国優先思想の現れとみて懸念し，いっそのこと2つの規制漁区を廃止することを提案したが，それは旧協定の枠

組みを壊すということで受け入れられず、結局、中国漁船を日本漁船と同数にすることで決着した。

2年後の1965年12月に協定は一部修正されて延長された(前掲表2参照)。修正点は、資源保護対策を強化したことで、一部の規制漁区の拡張、網目規制、キグチ・タチウオの幼魚混獲規制の追加、東シナ海中央部に保護区の設定を盛り込んだ。前年に中国は水産資源保護条例を制定しており、資源保護が重要な課題として浮上してきた。一方、この年に日韓で結ばれた基本条約を中国は軍事同盟とみなしており、漁業協議では日本側への政治的要求が強まった。

この協定は、1966年に「文化大革命」がおり、両国の関係が悪化し、暫定的に1年、あるいは半年の延長となって何とか継続する。1970年12月には、東シナ海に進出していた大中小型まき網を規制対象とすることで修正され、2年間延長となった(前掲表2参照)。まき網の規制は、既存の規制漁区とは別に規制漁区3つを設け、うち1つは日本漁船は入漁しない、他の2漁区は入漁期間と隻数(日本側15統、中国側35統)を決めた。その他、魚体長制限、網目・馬力・光力規制が行われた。この漁業協議でも、共同コミュニケで、日本軍国主義の復活反対、日本・台湾・韓国が尖閣諸島周辺の共同開発計画を作る動き(実現しなかった)に反対を表明した。

この経過をみると、1968年に日本まき網漁船が大陸寄りでもアルマジの漁場を発見し、集中するようになっていた。1970年6月の漁業交渉で、日本のまき網の漁区侵犯、資源破壊、沿岸漁業への妨害が指摘され、それで同年12月にまき網も漁業協定で規定することになった。中国は6つの協議漁区(操業規制区域)を提案したのに対し、日本は新たに協議漁区を設けない方針であったが、資源保護のため3つの協議漁区で折れ合った。3つの協議漁区のうち、第1協議漁区は日本漁船は操業禁止となったが、実績はなく、影響はなかった。第2と第3協議漁区は各15統に制限された。大中小型まき網はその漁場で25%を漁獲(推定)していたので影響は大きかった。すなわち、現有70統(41社)のうち2つの漁区を合わせて30統しか入漁できないのである。入漁枠の配分については、1社1統に制限する、それでも入りきらない分は北海道・三陸沖のサバ漁に出漁するように調整した。

1972年6月は、まき網の協議漁区のうち第2と第3を1つにして、そこでの操業隻数を日本側25統、中国側70統とした(前掲表2参照)。実質的に日本の統数を減らしたことになる。この頃、中国は資源問題が深刻な底魚を対象とする漁業(底曳網が代表)から資源に余裕がある浮魚漁業(まき網が代表)への転換を進めていた。

その後、漁業協定は毎年、自動延長され、1975年の政府間漁業協定に引き継がれる。

ここで、1971~73年の両国の規制対象漁業の勢力をみておくと、日本は以西底曳網が523隻で漁獲量が256千トン、大中小型まき網が80統で318千トン、中国は機船底曳網が約6千隻で190千トン、まき網は70統(漁獲量は不明)であった。

中国の「文化大革命」は10年間にわたって、行政組織の機能停止、社会的混乱、経済停滞を招いた。海面漁獲量はそれでも、第3次5ヶ年計画(1966~71年)の平均が198万トン、

第4次5ヶ年計画(1971~75年)は275万トンと意外に伸びている。その後、1978年までは300万トン台で伸びが小さくなった。1978年の動力漁船は39千隻と大幅に増えている。底曳網の漁獲強度が高まって、1960年代半ばから底魚資源(キグチ、タチウオ、ヒラメ、カレイ)の資源が減少した。しかし、1970年代初頭には外海(沖合)に出漁する流し網や集魚灯を利用したまき網が導入されるなど、国営企業の生産基盤が整備されて漁獲量が上向いている。

5. 日中国交回復と政府間漁業協定⁸⁾

1) 政府間協定に至る経過と協定の内容

(1) 政府間協定に至る経過

日中の民間漁業協定は断続的に続いてきたが、1971年のニクソンアメリカ大統領の訪中、中国の国連復帰を受けて、1972年9月に日中共同声明が出され、国交が回復した(同時に1952年に台湾との間で結ばれた日華平和条約は廃止)。尖閣諸島の領有権についてはふれていない。尖閣諸島は、1968年に国連極東アジア経済委員会が東シナ海の資源調査を行い、石油資源の埋蔵の可能性にふれると中国は領有を主張するようになった。しかし、領土問題は国交回復の条件としないことで回避された。この時、貿易、海運、航空、漁業の4分野の協定を結ぶことで合意した。

政府間漁業協定は、1974年5月から行われ、1年余をかけてまとめ、1975年8月に調印、12月に発効した。漁業協定では尖閣諸島の領土問題、大陸棚問題を棚上げしている。民間協定と違って、動力漁船の馬力制限、漁業共同委員会の設置などを決めている。

その経過をみると、1973年6月と1974年4月に開かれた漁業専門家会合で、中国側が東シナ海・黄海の漁業資源は乱獲状態に陥っており、一般的な保護措置では足りないとして利用秩序の見直しを求めた。1974年5月から協定締結交渉が行われたが、当初、中国が設定している軍事3水域の取り扱いと共同規制措置の内容で対立した。中国側は、渤海の軍事警戒区域、舟山群島の軍事航行禁止区域、北緯27度以南の軍事作戦区域、それと中国沿岸の機船底曳網漁業禁止区域は協定の対象外とし、その中での日本漁船の立ち入り、操業を認めない。軍事、国防上の理由により管轄水域を設定することは主権的権利であるとした。それに対し、日本側は公海上に他国の漁業を一方向的に規制するラインの設定は国際法上、認められないとした。漁業との関係では、渤海の軍事警戒ラインが焦点となった。これは朝鮮戦争の時に設定されたもので、以西底曳網漁船は入域していなかったが(1960年代から黄海北部のコウライエビが対象になったものの)、フグ延縄が侵犯するようになったからである。交渉が進展せず、民間協定を1年間延長して協議を続けた。

また、共同規制措置として、日本側は民間協定と同様、特定の海域について特定期間の隻数制限を提案した。中国は、資源保護と沿岸漁業保護のため、漁船の主機関の馬力数によって操業海域を決め、その中で隻数制限、休漁区、保護区を設けることを主張した。日本側はそれは民間協定に比べて非常

に厳しく、底曳網漁船への影響が大きすぎると反発した。

(2) 日中漁業協定の内容

協定水域は民間協定と同じく、北緯27度以北の東シナ海・黄海とし、軍事3水域と機船底曳網漁業禁止区域については往復書簡で、双方の立場を表明する(図3)。すなわち、中国側は、軍事警戒区域への立ち入り禁止、機船底曳網漁業禁止区域での操業禁止、北緯27度以南の軍事作戦区域では日本漁船は操業しないように勧告するとし、日本側は中国の立場を認めないが、資源保護の必要性から渤海、機船底曳網漁業禁止区域内での操業を控えるとした。協定水域の取締り権は旗国主義とする。日本近海での中国漁船の規制は問題にならず、協定水域になっていない。

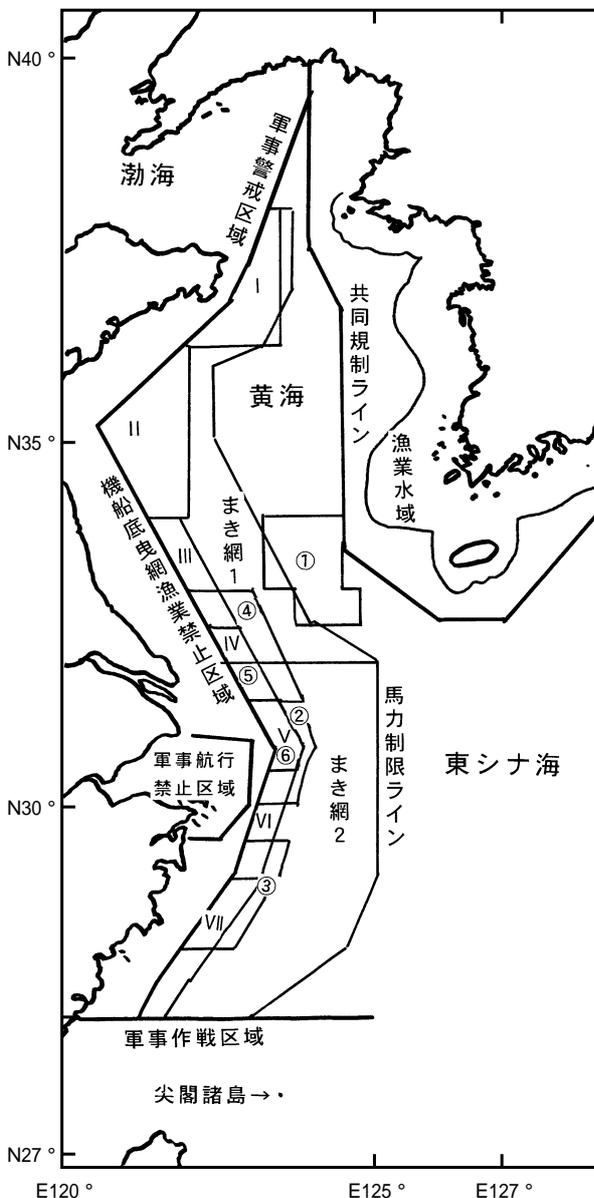


図3 日中漁業協定の漁区図(1985年現在)

注： ~ は底曳網の休漁区， ~ は底曳網の保護区， まき網1~2は保護区

共同規制措置については、中国側が主張した馬力数ごとの操業区域の設定は行わないが、そのかわり協定水域の中央部に馬力制限ラインを設定する。それ以外は民間協定の規制を引き継いで、2ヶ所の休漁区、3ヶ所の保護区の設定、機船底曳網に対しては幼魚漁獲規制(キグチ、タチウオの体長制限、網目規制)、機船まき網に対しては幼魚漁獲規制(マサバ、マアジ、マルアジの体長制限、網目規制)、灯船の集魚灯の光力制限が規定された(表3)。また、民間協定から引き継いで、緊急避難港も指定された。

機船底曳網については、協定水域中央部に600馬力制限ラインを設ける(それ以西での操業禁止)。機船底曳網漁業禁止ラインの外側に休漁区(特定期間の休漁)を2ヶ所、保護区を3ヶ所設け、保護区においては保護期間と双方の操業隻数が決められた(日本が80~120隻、中国が120~150隻で、すべての漁区で中国漁船が日本と同数かそれ以上)。民間協定においては共同規制区域という名称の保護区が6ヶ所(他に東シナ海中央部に1ヶ所)であったが、政府間協定では休漁区が機船底曳網漁業禁止ラインに沿って並び、それに重複する形で保護区が設定されて(他に東シナ海中央部に1ヶ所)、民間協定の共同規制区域とはその範囲や位置が異なる。

機船まき網(集魚灯利用のもの)については、660馬力で規制する(機船底曳網の馬力制限ラインと同じライン)。機船底曳網漁業禁止ラインから馬力制限ラインの間を保護区とし、保護区を2つに分け、第1保護区(北緯32度以北)は日本漁船の操業を禁止(中国漁船も禁止に準じた措置)、第2保護区(北緯32度以南)は保護期間と操業隻数(日本25統、中国70統)を決めた。規制漁区の名称が変わっただけで、内容は民間協定と変わっていない。

漁業協定は3年間有効で、その後は3ヶ月前に予告して終了する。

(3) 漁業協定の改定

漁業協定に基づいて漁業共同委員会が設置され、毎年、協定の実施状況、資源評価、協定の改定が協議された。そのうち、協定(附属書)の改定にかかわるものをあげると、1979年1月には、日本漁船の名簿の提出、底曳網の休漁期間(第1休漁区、コウライエビの保護)の延長、底曳網の保護区の拡張(第2、第3保護区)と1ヶ所の増設(第4保護区)を行った。この改定は、1977年に中国側から、日本漁船の違反操業が続いているので操業船についての情報請求、タチウオ、キグチの産卵保護区の拡大、マサバの産卵保護の提案があったことに基づいている。日本側は中国提案を値切る形で合意した。

1985年5月の改訂でも休漁区を5ヶ所、保護区を2ヶ所増設して、合計でそれぞれ7ヶ所と6ヶ所とした(表3参照)。これも中国側からタチウオ、フウセイの幼魚保護措置の提案に基づいている。中国側提案は国内で実施している休漁区の拡大であったが、日本側は以西底曳網への打撃が大きすぎるとして休漁区と保護区に細分して設置するよう修正した結果である。それでも以西底曳網の漁獲量の数パーセントに影響がでると予想された。休漁区や保護区の増設や区域の拡大な

表3 日中政府間漁業協定の規制措置 (1975年12月～1985年5月)

休漁区	設定年	期間		対象魚種など	
第1休漁区	1975年	2.15-4.15,11.10-12.15		1979年期間追加, コウライエビ マダイ 主にタチウオ 主にタチウオ 主にタチウオ 主にタチウオ 主にタチウオ	
第2休漁区	1975年	9.1-11.30			
第3休漁区	1985年	8.1-10.31			
第4休漁区	1985年	9.1-10.31			
第5休漁区	1985年	9.16-10.31			
第6休漁区	1985年	8.1-10.31			
第7休漁区	1985年	1.1-2.28,8.1-10.31			
保護区	設定年	期間	操業隻数		変更, 対象魚種
			日本	中国	
第1保護区	1975年	12.1-2.28	120	120	1979年区域拡大, キグチ
第2保護区	1975年	4.1-5.31	80	140	1979年区域拡大, タチウオ, キグチ
第3保護区	1975年	3.1-4.30	90	150	1979年区域拡大, タチウオ, キグチ
第4保護区	1979年	5.16-6.30	80	140	タチウオ, 他
第5保護区	1985年	8.1-8.31	74	74	タチウオ
第6保護区	1985年	8.1-9.15	74	74	タチウオ
まき網	設定年	期間	操業統数		
			日本	中国	
第1保護区	1975年		0		
第2保護区	1975年	8.1-12.31	25 統	70 統	

どは、底魚資源の減少が深刻な課題になったことを物語っている。しかも提案は中国側からで、日本は以西底曳網の経営を重視する立場から提案を割引する形で合意している。休漁区の保護対象は当初はコウライエビとマダイであったが、1985年にはタチウオ、フウセイが加わった。保護区は当初からキグチとタチウオが対象であった。

1986年に開かれた漁業共同委員会では第2休漁区の区域縮小が提案された。第2休漁区はマダイの幼魚保護のために設定されたものだが、資源回復の効果が現れていない、他の魚種の利用を制限しているという理由からである。提案者は日本。中国側は規制の効果が現れるまで継続すべき、その漁場のコウライエビの保護も重要であるとして反対した。この問題は、その後も討議されたが、意見の一致をみることなく、立ち消えとなった。

したがって、漁業協定の改定は1985年までで、その後は200カイリ体制を前提とする新漁業協定に移行した。

2) 日中漁業協定の变遷と資源の減少

(1) 日中漁業協定 (民間と政府間) の变遷

日中漁業協定は、民間協定と政府間協定では内容は大きく変わったし、その後の200カイリ体制を前提とした新漁業協定ともなると、一新される(表4)。民間協定は1955年から1975年まで21年間(この間、1958～63年の5年半失効)続いた。この間、共同規制区域は備忘録漁区を加えたり、規制

漁区内に禁漁期を設け、また、網目や幼魚規制をするなど規制が強化されている。操業隻数は日本漁船は変わらないが、中国漁船は2つの漁区で増やして、すべての規制漁区で日本と同数が日本漁船を上回るようになった。また、1970年にはまき網も規制対象となるが、1972年には漁区を再編しつつ、日本漁船の操業隻数を削減している。

政府間協定になると、規制区域を休漁区と保護区に分け、保護区は機船底曳網漁業禁止ラインの外側一帯を覆う形で設定され、また、区域の増設や区域の拡大が行われた。保護区は、期間を定め、期間中の隻数を制限するもので(民間協定の共同規制措置と同じ方式)、保護対象は主に産卵期のタチウオ、キグチとした。保護区は民間協定の共同規制区域と範囲や位置が異なるので、保護期間や操業隻数を直接比べられないが、双方とも操業隻数が多くなっている。まき網の保護区は民間協定のものを引き継いでいる。

休漁区は1975年当時は2つであったが、1985年には7つにまで増設された。1985年に休漁区も保護区も増設されたが、これは1981年に中国が国内措置として実施していたタチウオ、フウセイの保護を日本漁船にも求めたことに由来する。休漁区は保護区と重なるように設定されている。とくに産卵期のタチウオ保護のために、休漁区が増設され、期間は8～10月、または9～10月の2、3ヶ月とした。この休漁措置は中国で1995年から本格実施される夏季休漁制度につながっていく。

表4 日中漁業協定（民間および政府間）の歴史

発効年月	事 項
1955年6月	民間協定発効，共同規制区域は6
1958年6月	同上，失効
1963年12月	第二次日中民間漁業協定発効，協定水域，操業隻数の修正，禁漁区設定
1965年12月	網目・幼魚規制を追加，規制漁区として備忘録区を追加
1970年6月	禁漁区を追加
1970年12月	まき網漁業を対象として発効，まき網規制漁区は3で1区は禁漁
1972年6月	まき網漁区を2とし（1区は禁漁），操業隻数を修正
1975年12月	政府間漁業協定発効，休漁区3，保護区3，まき網は保護区2
1979年1月	協定附属書の一部修正，保護区を4とする
1985年5月	協定附属書の一部修正，休漁区を7，保護区を6とする
2001年6月	新日中漁業協定発効

注1：共同規制区域と保護区は，盛漁期の操業隻数を制限するもの，禁漁区は周年，休漁区は期間を定めて休漁とするもの。

2：政府間協定の休漁区，保護区の保護対象はコライエビ，マダイ，タチウオ，キグチ，フウセイなど。

(2) 日中の漁業勢力の推移

日本の漁業勢力は，以西底曳網の漁獲量は1961年の34万トンピークに増加から減少に転じた。漁獲量の減少は，漁獲努力量の増加，漁獲性能の向上にも拘わらず進行し，資源の深刻な減少を示した。例えば，1955～64年の10年間で，漁船隻数（許可）は769隻から759隻に多少減ったが，平均トン数は78トンから94トンへ，馬力数は209馬力から302馬力へ大幅にアップしている。曳網回数は1.7倍になった。漁獲量の減少にも拘わらず，高度経済成長による需要（ねり製品）の増加，価格の上昇で経営が維持された。

しかし，1960年代後半になると以西底曳網に大きな変化が生じた。漁船の大型化が進んで資源が減少し，1972年には業界初の自主減船（107隻）に追い込まれた。漁獲物の変化と北洋すり身の出現と急速な普及により，以西底曳網の漁獲物はねり製品原料（グチ，ハモ，エソなど）向けから惣菜用（ヒラメ，カレイ，イカなど）へと転換した。

その後，以西底曳網は1980年から1985年にかけて，許可隻数は504隻から435隻へ，漁獲量は20万トンから13万トンへと減少している。

大中型まき網は，1980～85年の間，許可数は78統，漁獲量は35～38万トンで安定していた。その他漁業にはアマダイ・フグ延縄，イカ釣り，カジキ流し網，タチウオ刺網，カツオ一本釣り，曳縄など1,000隻余が出漁し，1万トンの漁獲をあげていた。

一方，中国の漁業は制度も生産力も大きく変化している。政府間協定が結ばれた1975年当時は「文化大革命」の只中であり，人民公社による漁業生産と政府による流通統制が行われていた。それが，1978年の改革開放政策への転換で，人民公社は解体されて，生産グループあるいは個人（中国では大衆漁業という）が生産や経営を請け負うようになり，また1985年から流通の自由化，魚価の上昇によって漁業生産が

爆発的に増加した。海面漁獲量は1980年代前半は300万トン前後で停滞していたが，1980年代後半には一挙に2倍の600万トン台に飛躍した。漁業生産の飛躍をもたらしたのは漁船の動力化で，1978年から10年間で動力漁船の隻数は5.6倍になり，馬力数は2.8倍で小型漁船にも動力化が急速に進行した。「大衆漁業」が叢生して，国営企業は押し出されるようにして沖合，さらには遠洋漁業へ進出していった。

(3) 漁業資源の減少

漁業生産力の発展で，資源の減少が目立つようになった。資源の減少（魚群密度の低下），経済魚種の小型化（幼魚比率の増加），魚種構成の悪化（経済魚種の割合低下）が進み，渤海や黄海の漁船は小エビの漁獲が中心となり，大半が漁場の広い東シナ海に出漁するようになった（ウマズラハギが増加したことも一因）。

資源密度は1950年代を100とすると，1960年代が60～70，1970年代が30～40，1980年代が20に激減している。魚種構成も悪化し，上級魚と下級魚の比率は，1950年代は8：2であったが，1960年代は6：4，1970年代は4：6，1980年代は2：8と完全に逆転した。資源の減少を招いた原因は漁獲努力量が過大になったことに加え，漁法が底曳網に偏重したため，資源的な余裕のある上層魚・中層魚を開発するために1970年前後に各種流し網，火光利用まき網が増加した。しかし，それも一時的で，その後も底曳網を主体とした漁場拡大（日本や韓国近海への進出）路線をたどった（1985年では沖合の漁獲割合は全体の1割）。

本論は，科学研究費基盤研究B「新漁業秩序の形成と漁業管理に関する研究」（2002～04年度，課題番号14360113，代表者は筆者）による成果の一部である。

参考文献

- 1) 中川 恣 『底曳漁業制度沿革史』(日本機船底曳網漁業協会, 昭和33年) pp.269,270,411,412,445, 「以西底曳網漁業の現況」『水産事情調査月報21』(1952年1月) pp.2-14, 「以西底曳トロール漁業の現況」『同49』(1956年3月) pp.1-10
- 2) 日韓漁業協議会編 『日韓漁業対策運動史』(日韓漁業協議会, 昭和43年) pp.34-42,54,55, 和田正明 『日韓漁業の新発足』(水産経済新聞社, 昭和47年) pp.27,28,34, 『二百海里概史』(全国鮭鱒流網漁業組合連合会, 昭和58年) p.102,105,106, 韓重健 『韓国漁業の概観 (1952年)』(水産庁, 昭和28年) p.40, 浜島謙太郎 「長崎県揚繰網漁業発達史」『水産ながさき No.2』(昭和33年2月) pp.49-58, 『漁業で結ぶ日本と韓国』(みなと新聞社, 昭和40年) pp.56-64,70-72, 「李承晩宣言に関する資料集」『国際漁業資料 第7号』(昭和27年3月) pp.6-13, 中山八島 「朝鮮半島周辺海域の漁撈制限」『国際漁業資料 第11号』(昭和28年3月) pp.98-117.
- 3) 前掲 『日韓漁業の新発足』 pp.49-78, 『日韓漁業協定をめぐる諸問題』(山口県海外漁業協力会, 昭和41年) pp.5-17,37-41,105-149, 前掲 『日韓漁業対策運動史』 pp.341-358,394-414, 『二拾年史』(日本遠洋底曳網漁業協会, 昭和43年) pp.146-154, 前掲 『二百海里概史』 pp.110-118, 水産庁韓国漁業研究グループ 『韓国の漁業』(日本水産資源保護協会, 昭和42年) pp.6,7, 同 『同』(同) pp.129,130, 同 『同』(同) pp.3-26, 『韓国の水産業 - 現状と将来の展望 -』(みなと新聞社, 昭和42年) pp.35-45,120-145, 川上健三 『戦後の国際漁業制度』(大日本水産会, 昭和47年) pp.237-283, 大田耕祐 「日韓漁業対策運動の歩み その二」『水産界 No.905』(昭和35年5月) pp.82-101, 吉崎司郎 「日韓漁業協定発効後のわが国の漁業」『農林金融 Vol.19, No.7』(1966年7月) pp.495-499, 『水産庁50年史』(同刊行会, 平成10年) pp.252-254, 崔宗和 『現代韓日漁業関係史研究』(韓国海洋水産部, 2000年, ハングル) pp.54-70, 「日韓漁業交渉妥結の概要」『水産界 No.965』(昭和40年5月) pp.42-48, 「日韓漁業協定本調印成る」『水産界 No.967』(昭和40年7月) pp.77-81
- 4) 『台湾関係漁業資料』(水産庁生産部, 昭和28年4月) p.p.7,36-54, 「日華漁業会談の経過」『国際漁業資料 第10号』(昭和27年9月) pp.81-83
- 5) 葉建宏・呉金鎮・欧慶賢・欧錫棋 『東シナ海・黄海における漁業資源共同管理の研究』(国立高雄海洋技術学院, 1998年, 中国語) pp.72,73, 中華人民共和国農業部漁業局 『中国漁業五十年大記事』(中国漁業出版社, 1999年, 中国語) pp.47,99
- 6) 日中漁業協議会編 『一九五五年一月 - 四月 日中漁業会談記録』(日中漁業協議会, 昭和30年) pp.115,116,209, 同 『同 (別冊)』(同) pp.19-22, 同 『一九五六年四月 - 五月 第二次日中漁業会談記録』(日中漁業協議会, 昭和31年) pp.26,27, 前掲 『二百海里概史』 pp.119-121, 田口新治 「日中漁業協定二年間の考課表」『水産界 No.868・869』(1957年4・5月合併号) pp.52-54, 前掲 『二拾年史』 pp.157-164, 真道重明 「国際的にみた以西漁業の生産と資源問題」『水産ながさき No.5』(昭和33年5月) pp.22,23,27, 七田末吉 「協定調印までの百日間」『水産界 No.845・846』(昭和30年5・6月) pp.18-31, 『日中漁業問題について』(日中漁業懇談会, 昭和29年) pp.2,3, 『日中漁業総覧』(日中漁業協議会, 昭和32年) pp.85-103,112-122, 中国研究所編 『中国の漁業政策と漁業生産の現状』(日中漁業協議会, 1956年) pp.1-10, 32-35, 同 『同 一九五七年版』(同, 昭和32年) pp.5-13, 同 『同 一九五九年版』(同, 1959年) pp.1-5,9
- 7) 前掲 『二百海里概史』 pp.122-125, 『昭和61年度相互入漁協定実施国内調整事業報告書 (中国編)』(大日本水産会, 昭和62年) pp.2,3, 「脱皮する以西底曳漁業」『海的光 1967年1月』 pp.17,18, 前掲 『二拾年史』 pp.186-192, 朱徳山 『中国水産業の要約の紹介』(日中漁業協議会, 1980年) pp.3,4,15,16, 日中漁業協議会編 『一九六三年十月 - 十一月 日中漁業に関する協定の会談記録』(日中漁業協議会, 昭和39年) pp.4-9,30-34,100-111,142, 143, 浅川謙次 『一中国の海洋漁業 二中国の浅海養殖業』(水産研究会, 昭和35年) pp.1-5, 真道重明 『共産中国の海洋漁業』(日本水産資源保護協会, 昭和39年) pp.5-13,23,24, 『最近の日中漁業問題と日中関係諸問題の経過』(日中漁業協議会, 昭和33年) pp.1-6,17-28, 西海区水産研究所編 『日中漁業協定が漁業活動に及ぼした影響と底魚資源からみた協定の意義』(日中漁業協議会, 1956年) pp.3,9, 同 『北緯29度以南の東海底曳漁場について』(日中漁業協議会, 1958年) pp.1-5, 『日中漁業協議会訪中団報告書 昭和三十八年一 - 二月』(日中漁業協議会) pp.7-11,17, 田口新治 「日中緊急事態の要因」『水産界 No.885』(昭和33年9月) pp.10-20, 鹿島一郎 「日中漁業協定とその内容」『水産界 No.950』(昭和39年2月) pp.46-51, 開作惇 「旋網の日中漁業協定に調印」『水産界 No.1034』(昭和46年2月) pp.76-81
- 8) 前掲 『昭和61年度相互入漁協定実施国内調整事業報告書 (中国編)』 pp.25,26,34-39,43-54,63,64, 真道重明 『最近の中国における海面漁業』(日中漁業協議会, 昭和63年) pp.29-32, 『中国の海区別漁業資源及び漁業の概要』(日中漁業協議会, 平成3年3月) pp.3,4,23-29,34-36, 『中国水産資料 中国農業年鑑 1981年版抜粋』(日中漁業協議会, 昭和58年) pp.1,4,11,19, 『中華人民共和国の水産業』(海外漁業協力財団, 昭和63年) pp.66-72, 『中国の水産業改革10年』(海外漁業協力財団, 1992年) pp.3,4, 18,25-30,64-67, 前掲 『水産庁50年史』 pp.249-252, 岡田立三郎 「以西底びき漁業の最近の動向について」『水産界 No.968』(昭和40年8月) pp.16-27, 渡辺充二郎 「以西底曳この二十年の動き」『水産界 No.1083』(昭和50年3月) pp.18-21